

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月17日
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 須崎 裕明
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽六丁目3番2号
【電話番号】	03 - 5635 - 2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽六丁目3番2号
【電話番号】	03 - 5635 - 2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年7月4日（水）付の取締役会において決議された株式会社あらた120%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の募集（以下「一般募集」という。）に係る本新株予約権付社債の総額のうちの一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」という。）されることがあるため、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、平成30年7月9日（月）付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成30年7月17日（火）に海外販売に係る発行価額の総額及び券面額の総額並びに転換価額が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（訂正前）

（前略）

（ ）発行価額の総額

未定（海外販売の対象となる本新株予約権付社債の総額（以下「海外販売額」という。）は、需要状況等を勘案した上で、平成30年7月17日（火）から平成30年7月20日（金）までの間のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に決定する。なお、海外販売額は、平成30年7月4日（水）付の取締役会において決議された本新株予約権付社債の総額（以下「本新株予約権付社債の発行総額」という。）6,000百万円の半額以下とする。）

（ ）券面額の総額

未定（海外販売額は、需要状況等を勘案した上で、転換価額等決定日に決定する。なお、海外販売額は、本新株予約権付社債の発行総額6,000百万円の半額以下とする。）

（中略）

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

（中略）

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成30年7月17日（火）から平成30年7月20日（金）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に同日に115%から120%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が4,531円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は次号に定めるところにより調整されることがある。

(2) 転換価額の調整

(中略)

- (a) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に75を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る以下に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、以下に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成31年3月31日に終了する事業年度1.20

平成32年3月31日に終了する事業年度1.44

平成33年3月31日に終了する事業年度1.73

平成34年3月31日に終了する事業年度2.07

平成35年3月31日に終了する事業年度2.49

(後略)

(訂正後)

(前略)

() 発行価額の総額

1,038百万円(海外販売の対象となる本新株予約権付社債の総額(以下「海外販売額」という。))

() 券面額の総額

1,038百万円(海外販売額)

(中略)

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

(中略)

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初6,528円とする。ただし、転換価額は次号に定めるところにより調整されることがある。

(2) 転換価額の調整

(中略)

- (a) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、11,475円(基準配当金)に当該事業年度に係る以下に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、以下に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成31年3月31日に終了する事業年度1.20

平成32年3月31日に終了する事業年度1.44

平成33年3月31日に終了する事業年度1.73

平成34年3月31日に終了する事業年度2.07

平成35年3月31日に終了する事業年度2.49

(後略)

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

- | | |
|---------------|----|
| (1) 払込総額 | 未定 |
| (2) 発行諸費用の概算額 | 未定 |
| (3) 差引手取概算額 | 未定 |

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額については、日本国内において販売される本新株予約権付社債の手取概算額5,977百万円(上限の場合の概算額であり、海外販売額の決定に伴い減額されます。)と合わせた手取概算額合計5,977百万円について、平成31年3月までに九州物流構想の九州南センター新設にかかる借入金の返済資金として3,000百万円、平成31年3月までに財務体質の改善を企図して金融機関から借り入れた借入金の返済資金として1,532百万円、平成32年3月までに1,445百万円を事業規模拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

(後略)

(訂正後)

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 払込総額 | 1,038百万円 |
| (2) 発行諸費用の概算額 | 5百万円 |
| (3) 差引手取概算額 | 1,033百万円 |

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額1,033百万円については、日本国内において販売される本新株予約権付社債の手取概算額4,944百万円と合わせた手取概算額合計5,977百万円について、平成31年3月までに九州物流構想の九州南センター新設にかかる借入金の返済資金として3,000百万円、平成31年3月までに財務体質の改善を企図して金融機関から借り入れた借入金の返済資金として1,532百万円、平成32年3月までに1,445百万円を事業規模拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

(後略)

ト 新規発行年月日

(訂正前)

平成30年7月24日(火)から平成30年7月27日(金)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とします。

(訂正後)

平成30年7月24日(火)